

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「保護法」という。）に基づき、学校法人四国大学及びその設置する学校（以下「本学」という。）の業務に関し、法令もしくは本学の諸規程に違反する行為（以下「法令違反行為」という。）等に関する通報又は相談（以下「通報等」という。）の適正な取扱い及び公益通報者の保護に関し必要なことを定め、もって本学の順法精神の向上を図り、健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「公益通報」とは、次号に定める公益通報者が本学の役員及び職員について保護法に定める法令違反行為が生じ、又は生じようとする旨を本学があらかじめ定めた者に通報することが、法令違反の行為が発生又はこのことによる被害の拡大を防止するために必要であると認められることをいう。
- (2) 「公益通報者」とは、本学と雇用関係にある職員のほか、本学との労働者派遣契約に基づく派遣労働者及び本学の取引事業者の労働者（以下「職員等」という。）で、公益通報を行う者をいう。

(通報等の窓口)

第3条 公益通報者からの法令違反行為等に関する相談に応じるため、及び通報を受けるための窓口を総務課に置く。

2 通報等の窓口に通報担当者を置き、総務課長をもって充てる。

(通報の受付)

第4条 前条の通報等窓口における通報等の受付は、次のとおり行うものとする。

- (1) 公益通報は、電話、電子メール、書面及び面談によって行うものとする。
- (2) 通報担当者は、通報等を受け付けるに当たり、公益通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。
- (3) 公益通報を受け付けた通報担当者は、その内容を記録し、速やかに理事長、学長及び法人事務局長に報告するとともに、実名による公益通報者に対し、公益通報を受け付けたことを通知するものとする。

(調査委員会)

第5条 前条の規定により通報担当者から報告を受けた法人事務局長は、事実調査を行うための調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

一部改正〔平成22年4月1日、25年4月1日〕

(組織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 学長
- (3) 副学長
- (4) 法人事務局長
- (5) 通報担当者
- (6) 理事長及び学長が指名する教職員 3人
- (7) その他委員会が必要と認める者

2 前項第6号及び第7号の委員は、理事長が命ずる。

追加〔平成25年4月1日〕

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

追加〔平成25年4月1日〕

(会議)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

追加〔平成25年4月1日〕

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

追加〔平成25年4月1日〕

(事実調査等)

第10条 委員会は公益通報の対象となった事実関係の調査の必要性の有無について判断しなければならない。

2 委員会は、前項の規定により調査の必要があると判断した場合は、公益通報の対象となる事実について、書類調査、実地調査、聞き取り調査その他の適切な方法により調査を行う。また、調査の必要がないと判断した場合は、実名による公益通報者に対して、法人事務局長はそのことを通知しなければならない。

3 前項の調査に当たって委員会は、必要に応じて関係部局と連携・協力して調査を実施し、事実の確認を行うものとする。

4 調査に当たる委員会委員及び職員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 公益通報者の保護を図るため、公益通報者が特定されないよう配慮すること。

(2) 調査対象部署の業務の遂行に重大な支障を生じないようにすること。

(3) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩しないこと。

5 調査対象部署及び関係職員は、委員会の調査に対して、正当な理由がある場合を除き、協力しなければならない。

一部改正〔平成25年4月1日〕

(是正措置等)

第11条 調査の結果、法令違反行為が明らかになった場合には、委員会の審議結果に基づき、理事長、学長又は附属幼稚園長は、速やかに必要な是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。また、法人事務局長は、必要に応じて関係機関への通報等を行うものとする。

2 理事長、学長又は附属幼稚園長は、法令違反行為に関与した職員に対し、学校法人四国大学・四国大学就業規程並びに学校法人四国大学・四国大学附属幼稚園就業規程(以下「就業規程」という。)に基づき、必要な処分等を行うことができる。

一部改正〔平成25年4月1日〕

(通知)

第12条 通報担当者は、公益通報者(匿名による場合を除く。)に対し、調査結果及び執った是正措置等を通知しなければならない。

一部改正〔平成25年4月1日〕

(公益通報者の保護等)

第13条 本学は、公益通報者に対して、公益通報を行ったことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わない。また、相談、通報及び調査への協力を行った職員に対し、そのことを理由にその者の職場環境等が悪化することのないよう適切な措置を講じなければならない。

一部改正〔平成25年4月1日〕

(禁止事項)

第14条 職員等は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報その他不正を目的とする通報を行ってはならない。

2 理事長、学長又は附属幼稚園長は、前項の通報を行った者(本学の職員に限る。)に対し、就業規程に基づき、必要な処分等を行うことができる。

一部改正〔平成25年4月1日〕

(相談又は通報を受けた者の責務)

第15条 通報担当者以外の本学関係者が公益通報に関する相談又は通報を受けたときは、その者は速やかに通報担当者に連絡するとともに当該相談等を行った者に対し、通報担当者に相談・通報するよう助言しなければならない。

一部改正〔平成25年4月1日〕

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、総務課において処理する。

一部改正〔平成25年4月1日〕

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、公益通報の実施等について必要な事項は、別に定める。

追加〔平成25年4月1日〕

附 則

この規程は、平成21年2月6日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。